

老人福祉施設管理者 殿

東京都福祉保健局指導監査部長
(公 印 省 略)

令和 4 年度施設調査書等の提出について (依頼)

日頃より東京都の老人福祉施設の運営に御尽力いただき、ありがとうございます。

標記調査書について、今年度も実地検査の資料とするため、下記のとおり、関係資料とともに提出していただきますようお願いいたします。

提出された調査書については、情報公開を請求される都民等に対して個人に関する情報等を除き開示しますので、記入漏れ等がないよう、十分に御確認をお願いします。

なお、区市町村から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

記

- 1 提出物及び部数
施設調査書及び関係資料各一部
(内容については別紙「施設調査書等提出資料一覧」を参照)
- 2 施設調査書様式のホームページ掲載時期 (予定)
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日)
- 3 施設調査書の提出期限
令和 4 年 7 月 8 日 (金曜日)
- 4 令和 4 年度施設調査書様式の取得方法
施設調査書の様式については、東京都福祉保健局のホームページから確認してください。アドレスは以下のとおりです。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kiban/jigyosha/koureisisetutyousasyo.html>
(東京都福祉保健局トップページ>福祉保健の基盤づくり>事業者の方へ>高齢者施設調査書の様式等)

※電子申請サービスで操作方法などが分からなくなった場合には、下記「電子提出問合せ窓口」へお問い合わせください。【開設期間：令和 4 年 5 月 9 日から同年 7 月 8 日まで】

電話番号：050-1746-8671 (午前 9 時 30 分から正午まで/午後 1 時から午後 5 時まで)

5 施設調査書提出方法

「施設調査書」本体については、電子申請により提出してください。

なお、4に記載した様式のダウンロードページの「社会福祉法人調査書及び各種施設調査書の電子提出マニュアル」により、提出してください。（なお、「施設調査書」以外の関係書類は、直接、8の提出先に期日までに紙で送付してください。）

6 調査書記入にあたっての留意事項

(1) 該当しない設問に対しては、空欄とすることなく「該当なし」と記入してください。

(2) 既存の資料を「別紙」として添付する場合は、A4版で提出してください。

調査書の該当欄には「別紙参照」と記入してください。

7 その他

指導検査の具体的内容については、「指導監査部指導調整課」ホームページ内の「指導検査実施要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票」のページにある「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」、「老人福祉施設等指導検査実施要綱」、「福祉系施設介護サービス事業者等実地検査実施方針」及び「社会福祉法人指導監査実施方針」等を御参照ください。

なお、本施設調査書については、貴施設の自己点検としてもご活用ください。

8 提出先及び問合せ先

東京都福祉保健局 指導監査部 指導第一課 施設サービス検査担当

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎26階南側

<担当>

- ・施設調査書全般に関すること、運営に関すること 三井、小林、杉山（内線 34-555、556、554）
- ・利用者サービスに関すること 竹中、降矢、金本（内線 34-557、558、552）
- ・会計経理に関すること 横川、影山、宇井（内線 34-557、558、552）

電話（代表）03-5321-1111

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

午前9時から正午まで／午後1時から午後5時まで